

第6 複数名訪問・複数名訪問看護 加算について 説明及び同意書

厚生労働大臣が定める疾病や特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示の対象者、必要な処置を行うのに、一人での看護を行うことが困難な場合や、暴力行為、著しい迷惑行為等がみとめられる者への訪問の場合、2名の看護師等により訪問します。

介護保険

	複数名訪問加算(Ⅰ) (同時に看護師等との訪問)	複数名訪問加算(Ⅱ) (同時に看護補助者との訪問)
イ 所要時間が30分未満の場合	254単位/回	201単位/回
ロ 所要時間が30分以上の場合	402単位/回	317単位/回

医療保険

複数名訪問看護加算(訪問看護基本療養費Ⅰ又はⅡの加算)	
看護職員等	同一建物内1人又は2人
イ 看護師等	4,500円(週1回)
ロ 准看護師の場合	3,800円(週1回)
ハ その他職員(看護師等又は看護補助者)	3,000円(週3回) ※
	1回/日 3,000円
	2回/日 6,000円
	3回以上/日 10,000円

※厚生労働大臣が定める疾病の場合は、毎日複数回の訪問も可。

私は、必要があり同時に複数の訪問看護師等による訪問看護を実施した場合、複数名訪問加算(介護) 複数名訪問看護加算(医療)を算定することに同意します。

(事業者説明者)

(利用者)

(利用者代理人)

署名は第9の署名欄へ